

平成23年5月6日  
第2280号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 告 示

- 漁船損害等補償法による付保義務の発生（207・団体指導室）…………… 1
- 道路区域の変更及び供用開始（208・北秋田地域振興局建設部）…………… 1

### 公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部） 2件…………… 1
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 2

### 教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（12・教育庁総務課）…………… 2

## 告 示

### 秋田県告示第207号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年5月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

船越加入区

### 秋田県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成23年5月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	比内大葛 鹿角線	大館市比内町大葛字太田35番1地先から字休間内 沢5番4地先	6.80~16.20	0.291
	新	比内大葛 鹿角線	〃	9.60~22.60	0.291

2 供用開始の期日 平成23年5月6日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年5月6日から同月19日まで

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県七滝土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙南土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平鹿町土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月25日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

**教 育 委 員 会 告 示****秋田県教育委員会告示第12号**

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成23年5月6日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

- 1 日時  
平成23年5月10日午後2時
- 2 場所  
教育委員会委員室
- 3 案件
  - (1) 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
  - (2) その他

発 行 者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号